

第4期大阪府アライグマ防除実施計画の概要（案）



計画策定の目的及び背景

大阪府では、野生化したアライグマが平成14年度に初めて捕獲されて以降、生息分布域が拡大し、農作物の食害などによる経済的被害や家屋侵入等による生活環境汚染が深刻化している。

これまで、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）第18条に基づく「防除」を実施するため、平成19年に「大阪府アライグマ防除実施計画（以下、防除実施計画という）」、平成23年に「第2期防除実施計画」、平成28年に「第3期防除実施計画」を策定し、捕獲等の対策を進めてきたが、依然として被害等が発生し、生態系への影響も懸念される。このことから「第4期防除実施計画」を策定し、アライグマによる種々の被害の防止を目的として引き続き積極的な防除に取り組む。

計画の期間

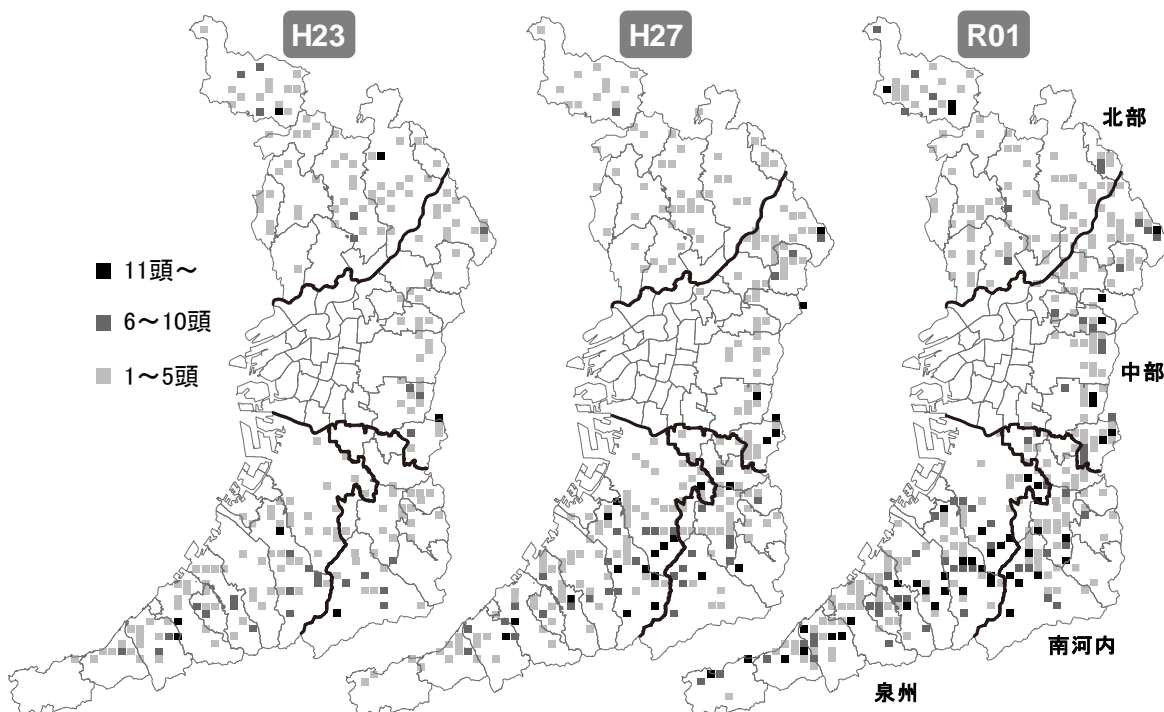
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

管理区域

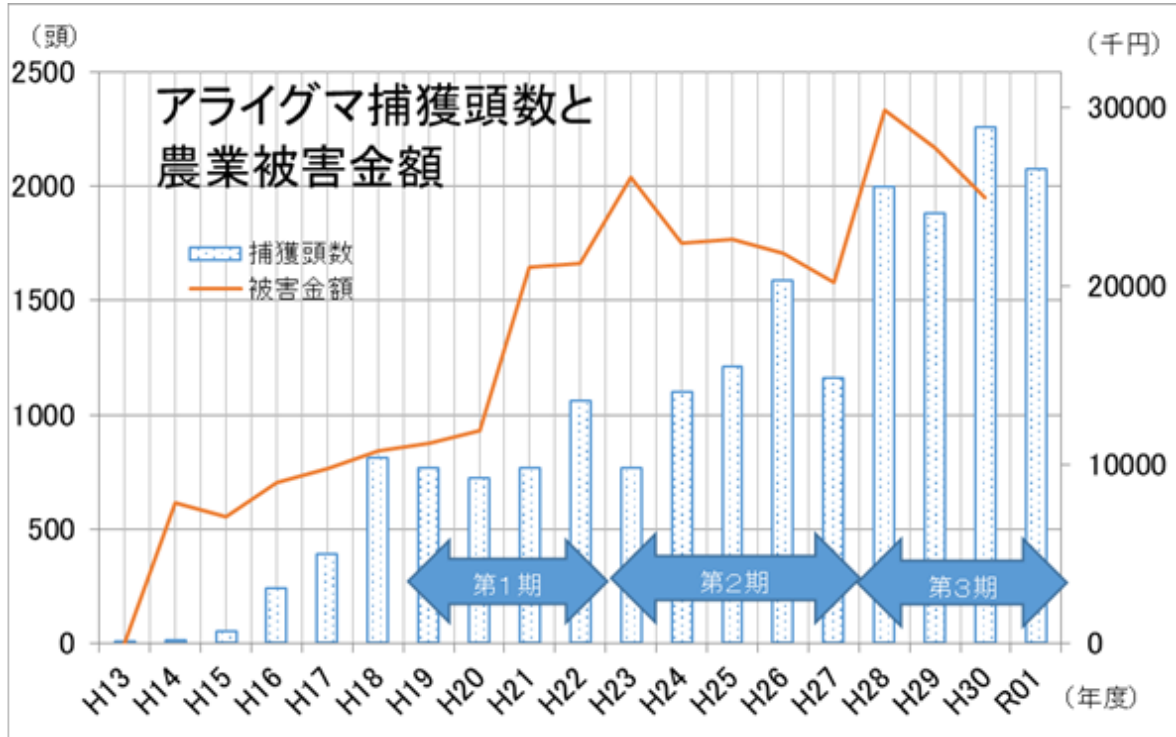
大阪府全域（防除の確認申請は大阪市を除く）

府内の現状

捕獲実績から推定する分布状況の変化



○既に全市町村で生息が確認されている。



防除の目標

「アライグマによる農業被害等の低減」「生息分布域の縮小」を目標とする。

防除の進め方

- 従来の捕獲に加え、有害捕獲の推進
- 防護柵の適切な設置と餌となる農作物等を放置しないことなどを啓発し、捕獲檻への誘引を強める
- 住民からの目撃情報や被害の発生状況を共有し、農作物の防護対策の注意喚起と捕獲の働きかけを行う。

その他必要な事項

- 被害防除対策
 - 被害対策の手引きや捕獲マニュアル等の情報を府のホームページへ掲載するなどアライグマの被害対策の普及啓発を行うとともに、市町村等関係機関と情報交換等を行い効率的な防除に努める。
- モニタリング
 - アライグマによる被害の状況、捕獲情報、措置個体、捕獲効率についてモニタリングを行い、効果的・効率的な防除方法の検証を行ったうえ、市町村へ情報提供を行う。